

2021.3.5

(件名) 新型コロナウイルス・エボラ出血熱感染予防のための追加的な措置

【ポイント】

- 4日、ギニア政府は、新型コロナウイルス及びエボラ出血熱の流行に対する追加的な措置を発表しました。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 4日、ギニア政府は、大コナクリ圏（コナクリ、ドゥブレカ、コヤ）及びゼレコレ地方における新型コロナウイルス及びエボラ出血熱の流行に対する追加的な措置を発表しました。新たな感染予防対策の措置は以下のとおりです。

- ・すべての文化的・芸術イベントを延期する。
- ・公私におけるすべての大人数による会合、結婚式、洗礼式、葬儀を禁止する。
- ・劇場や映画館、ディスコを閉鎖する。

その他、現在有効な緊急事態宣言のすべての制限措置は引き続き実施され、夜間外出禁止令は午後11時から午前4時に延長されています。マスクを着用していない場合、50,000ギニアフランの罰金が科されますのでご注意ください。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>